

個人所得税総合所得確定申告管理弁法

《個人所得税総合所得確定申告管理弁法》は、2025 年 2 月 21 日に国家税務総局の 2025 年度第 1 回局務会議で審議・可決され、2025 年 2 月 26 日から施行されました。その主な内容を以下の通りまとめます。

1. 確定申告の対象となる納税者

一般的に、納税者が事前に納付した税額と年度の納付すべき税額が一致しない場合、確定申告を行う必要があります。個人所得税法および関連規定に基づき、対象となるケースは以下のとおりです。

- 第 1 類：事前納付額が納付すべき税額を超えており、還付を申請する必要がある納税者。
⇒ 還付申請は納税者の権利です。事前納付額が実際の納付すべき税額を上回る場合、法定期間内に還付を申請できます。
- 第 2 類：事前納付額が納付すべき税額を下回り、追加納税額が 400 元を超える納税者。
- 第 3 類：所得項目の適用誤り、源泉徴収義務者の未履行、総合所得に源泉徴収義務者がいないなどの事情により、年度の総合所得を過少申告または未申告の納税者。
⇒ これらの納税者は、事実に基づき確定申告を行う必要があります。

2. 確定申告の期限

2024 年度分の申告期間は、2025 年 3 月 1 日から 6 月 30 日です。

- 中国国内に住所がない納税者が申告を行う場合は、出国前に行うことが可能です。
- 申告初期（3 月 1 日～3 月 20 日）に手続きを希望する納税者は、2 月 21 日以降に「個税 APP」で予約を行い、指定日に手続きできます。
- 3 月 21 日～6 月 30 日は予約不要で、随時手続き可能です。

3. 確定申告前の準備事項

納税者は、以下の準備を行う必要があります。

- 電話番号・銀行口座など基本情報の有効性の確認（税務部門との連絡や税金の還付・徴収に支障をきたさないため）。
- 「個税 APP」または「自然人電子税務局」ウェブサイトの「収入納税明細照会」機能で、総合所得・控除額・既納税額などの確認。源泉徴収義務者を通じて情報を確認することも可能。

4. 確定申告の方法

手続き方法は主に以下の 3 通りです。

- ① 自己処理（自身で行う）
税務機関が提供する「個税 APP」や「自然人電子税務局」を利用したオンライン手続きが推奨されます。
- ② 単位処理（雇用主に依頼する）
納税者が依頼した場合、雇用主は代行するか、納税者に対して「個税 APP」やウェブサイトを使った自主申告・還付（追加納税）の指導を行います。
- ③ 委託処理（専門機関や第三者に委託する）
税務専門機関やその他の個人・組織に委託して手続きを行うことができます。

上記内容についてのお問合せは、広州マイツまでご連絡ください。



WeChat アカウントはこちら⇒